

2、障害者手帳を作るには

身体障害者手帳	
手帳ができるまで	
手続き	<p>次のものを持参のうえ、申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書（用紙は役場にあります） ・認印 ・写真（たて4 cm、横3 cmの証明写真） ・個人番号がわかるもの
その他	障がいの程度に変更があった場合も同じ手続きとなります。
窓口	住民福祉課 76-0503

療育手帳	
手帳ができるまで	<p>※18歳未満の方については、新城設楽福祉相談センターで面接などを行います。</p>
手続き	<p>次のものを持参のうえ、申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・写真（たて4 cm、横3 cmの証明写真） <p>※この他にも書類が必要となる場合もあります。</p>
その他	手続きの際には、役場にて聞き取り調査をさせていただきます。
窓口	住民福祉課 76-0503

精神障害者保健福祉手帳	
手帳ができるまで	<pre> graph LR A[本人] -- ①申請 --> B[福祉課] B -- ②送付 --> C[県精神保健福祉センター] C -- ③判定・発行 --> B B -- ④送付 --> A A -- ⑤交付 --> B </pre>
手続き	<p>次のものを持参のうえ、申請してください。</p> <p><精神障がいにより障害年金を受給されている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認印 ・ 写真（たて4 cm、横3 cmの証明写真） ・ 年金証書 ・ 年金の振込通知書 ・ 個人番号がわかるもの <p><診断書で申請される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の診断書（用紙は役場にあります） ・ 認印 ・ 写真（たて4 cm、横3 cmの証明写真） ・ 個人番号がわかるもの
窓口	住民福祉課 7 6 - 0503

